

平成 19 年 9 月

防衛省地方協力局施設管理課

土地建物等賃借料の算定についての概要

1 制定の趣旨

これまで調達規で定めていた審査基準について、①現代仮名遣い表記への変更、カタカナからひらがなへの変更等、②実効性のない規定の削除等を行った上、防衛施設庁長官通達として制定し直したものである。

2 本通達の概要

この通達は、アメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地建物等の賃借料の算定基準について定めるものである。

- (1) 総則
- (2) 土地の賃借料
- (3) 建物の賃借料
- (4) 工作物の賃借料
- (5) 動産の賃借料
- (6) 協議

3 施行期日

平成 19 年 9 月 1 日